

創業制度について教えて！

創業者等応援融資（創業I型）

対象者

- ① 事業を営んでいない個人で、借入日から1か月以内に事業を開始する方
- ② 事業を営んでいない個人であって、借入日から2か月以内に会社を設立して事業を開始する方
- ③ 創業後5年未満の個人事業主
- ④ 事業を営んでいない個人により設立された会社で、設立後5年未満の会社（法人成りを含む）
- ⑤ 分社化を計画する会社
- ⑥ 設立後5年未満の分社化された会社

※ 高知県内での創業に限ります。

主な概要

保証限度額	3,500万円	
保証期間	7年以内（据置1年以内）	10年以内（据置1年以内）
融資利率	1.87%以内 （商工会等経由 1.67%以内）	2.07%以内 （商工会等経由 1.87%以内）
信用保証料率	0.10%	

創業者等応援融資・創業I型 創業サポート保証

保証限度額・保証期間・融資利率は、上記県制度と同じ。

新規先（保証申込を受付した時点で保証付借入残高がない方）については、**保証料率0%!**

創業者等応援融資・創業I型 安芸市支援制度

主な概要

対象者	安芸市に事業所があり、かつ住所を有している方
保証限度額	1,000万円※
保証期間	県制度と同様
融資利率	
信用保証料率	0%（全額補給）

※ 安芸市支援制度合算で1事業者につき1回限り、1,000万円まで

※ 安芸市と包括協定を締結した金融機関でご利用できます